

オプション 建設工事保険



前年度（把握可能な直近の会計年度）1年間の完工高が分かる資料をご準備ください。
ご加入手続き時には確認資料の写しもご提出いただきます。 ※オプションのみの加入はできません。

確認資料の例	決算書、経営規模等評価結果通知書、総合評定結果通知書 等
支払限度額	前年完工高（前年完工高が1億円を上回る場合は 1億円 ）（自己負担額：10万円*）

*火災、落雷、破裂、爆発による損害には自己負担額を適用しません。

●保険料簡易算出式

$$\begin{array}{c} \text{前年完工高} \\ \text{(百万円)} \\ \text{(10万円単位四捨五入)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{基準値} \\ \text{1,270} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\text{加入月数}}{12} = \begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{円} \\ \text{(1円単位四捨五入し10円単位)} \end{array}$$

●保険料算出例

★前年工事完工高 **6,950** 万円の場合

●12月1日から1年間の場合は

$$\begin{array}{c} \text{前年完工高} \\ \text{70} \\ \text{(百万円)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{基準値} \\ \text{1,270} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\text{加入月数}}{12} = \begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{88,900} \\ \text{円} \\ \text{(1円単位四捨五入し10円単位)} \end{array}$$

●1月5日に中途加入で1月6日から補償開始の場合は

$$\begin{array}{c} \text{前年完工高} \\ \text{70} \\ \text{(百万円)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{基準値} \\ \text{1,270} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\text{加入月数}}{12} = \begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{81,490} \\ \text{円} \\ \text{(1円単位四捨五入し10円単位)} \end{array}$$

*保険期間中何回事故が起きても、その都度、支払限度額を限度として保険金をお支払いいたします。（自動復元制）

○建設工事保険の対象外となる工事の例

建物の建築等に付随しない機械、機械設備、装置の組立または据付工事	プレス機械・圧延機械といった機械設備を工場に据え付けるような工事
建物の建築等に付随しない鋼構造物の組立または据付工事	橋梁、タンク、クレーン、鉄塔、煙突、サイロ、灯台、機械・装置の据付などの組立工事
建物の建築等に付随しない土木工事	道路、地下構築物（地下街、地下駐車場、地下プラットホーム、地下駅舎）、下水処理場、ダム、トンネルなどの土木工事

*建物の建築等に付随する付帯工事は対象とすることができます。

○同一業者において対象となる工事と対象とならない工事が混在する場合（想定例）

例1) 配管工事業者において

- ・建物の建築、増築、改装、修繕工事に付随する配管工事（同工事が道路下まで工事が及ぶ場合含む）は建設工事保険の対象となります。
- ・道路工事に付随するような配管工事は建設工事保険の対象外となります。

例2) 機械・装置設置業者において

- ・建物へのエアコン取付工事やパネル取付工事は建物の建築、増築、改装、修繕工事に付随する空調等の工事であるため、建設工事保険の対象となります。
- ・工業機械（プレス機械、圧延機械や商品の生産・加工を行うような機械）の取付・据付工事は「建物の建築等に付随する機械、機械設備、装置の組立または据付工事」であるため、建設工事保険の対象外となります。

3. 注意点

建設工事保険で対象となる工事は建物の建築等を主体とする工事です。同一業者において対象となる工事と対象とならない工事が混在する場合は、本保険で対象となる工事の範囲を十分にご確認ください。

4. 補足事項

建設工事保険とは

ビル、工場建屋、住宅などの建物の建築工事（増築・改築・改装・修繕工事を含む）を主体とする工事を対象とし、建築工事中に生じた工事の目的物等の物的損害を補償する保険です。そのため、工業者に所有権が無い財物損壊は建設工事保険の対象となりません。

注意：賠償責任となる損害は基本契約（請負業者賠償責任保険）で補償します。

建設工事保険における対象工事の整理について

1. 建設工事保険の対象となる工事

ビル、工事建屋、住宅などの建物の建築、改築、改装、修繕工事、およびそれに付随する基礎工事、付帯工事（電気工事、衛生工事、空調工事、ガス・水道工事、その他外構工事）

*建物の建築等を主体とする工事が対象です。

2. 建設工事保険の対象外となる工事

- ・解体、撤去、分解または取片づけ工事
- ・1工事あたりの請負金額が1億円を超える工事
- ・日本国外の工事
- ・建物の建築等に付随しない機械、機械設備、装置の組立または据付工事
- ・建物の建築等に付随しない鋼構造物の組立または据付工事
- ・建物の建築等に付随しない土木工事